

森林経営管理法案の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

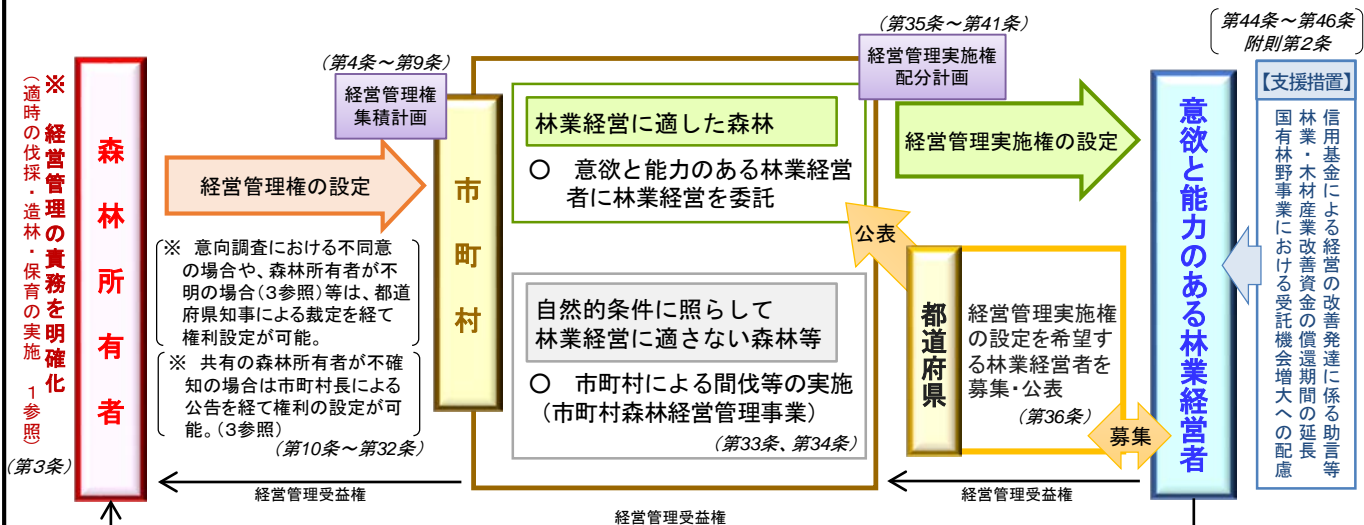
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。
(第3条)

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。
(第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。
(第35条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。
(第33条)



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。
(第10条～第32条)

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設〔与党税制改正大綱(抜粋)〕

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林・林業政策をめぐる現状と課題

～新たな森林管理システムについて～

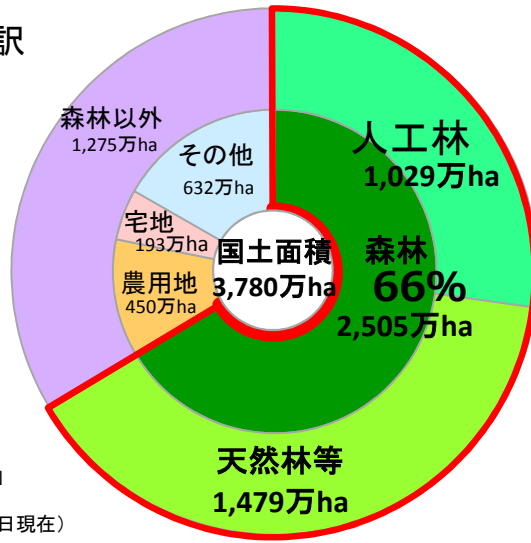
平成30年3月

林野庁

森林資源の現状

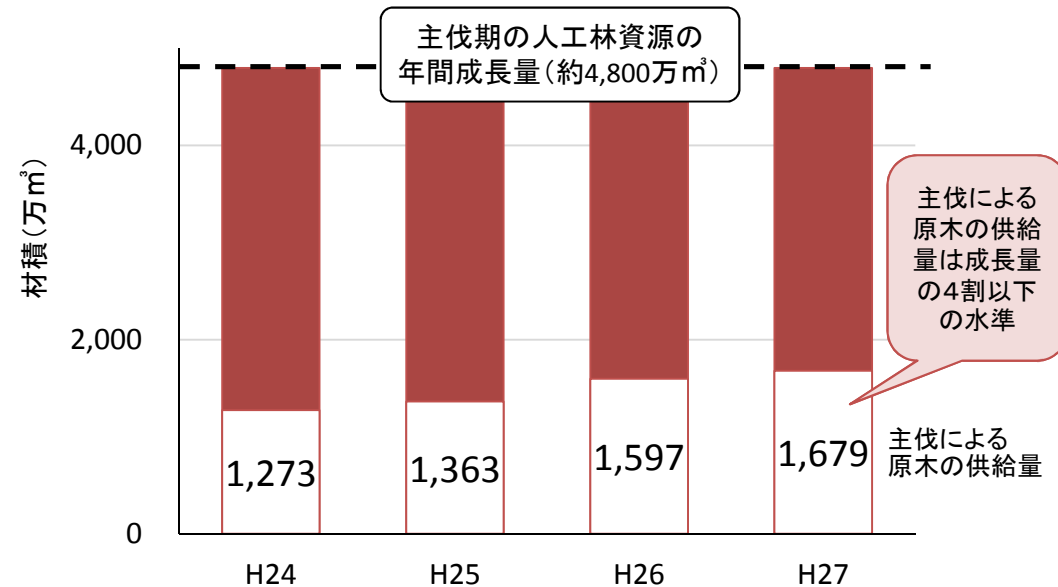
- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- **人工林の約半数が11齢級以上となる主伐期を迎えようとしている。**
- **主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万^m。主伐による原木の供給量は1,679万^m(H27)。**
- 条件のよい人工林においては主伐が行われているが、**人工林資源は十分に活用されていない状況。**

■ 国土面積と森林面積の内訳



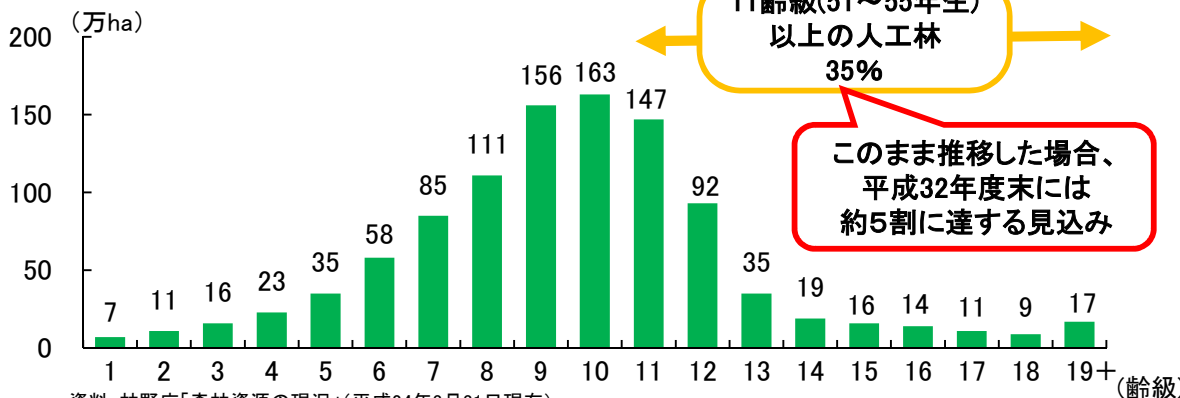
資料: 国土交通省「平成28年度土地に関する動向」(平成27年の数値)、林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注: 計の不一致は四捨五入によるもの

■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算
注: 年間成長量には間伐材の供給量を含まない。また、原木の供給量は丸太換算した材積

■ 人工林の齢級別面積

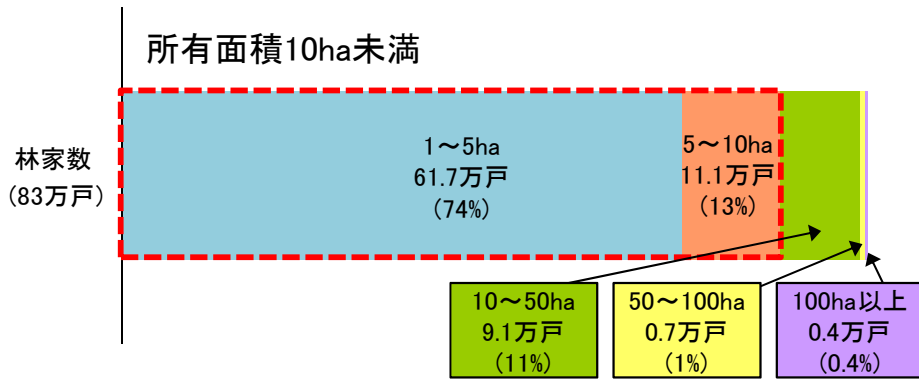


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

林業の現状

- 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い
 - 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない
- 一方で、
- 林業経営者(素材生産業者等)のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。
 - その他、事業を拡大する上での課題としては、「路網の未整備」、「資本装備(林業機械)更新が困難」などがある。

■ 林家の保有山林面積

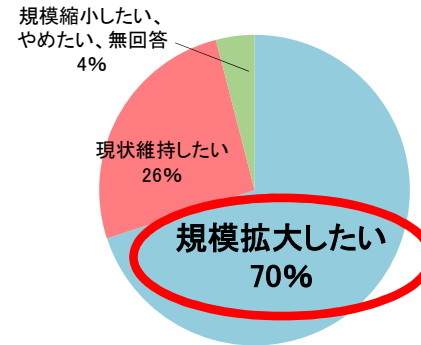


資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」

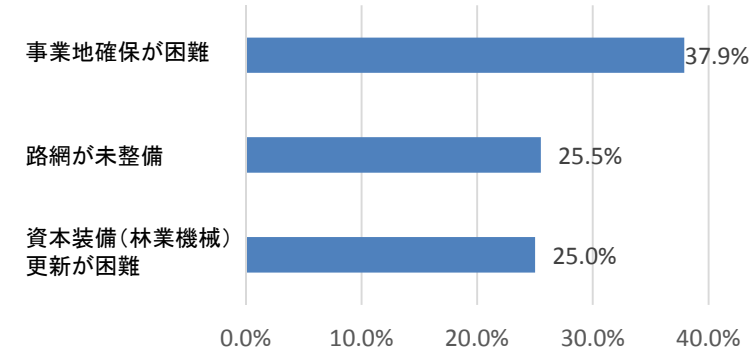
注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

- 今後の経営規模に関する意向
- 事業を行う上での課題



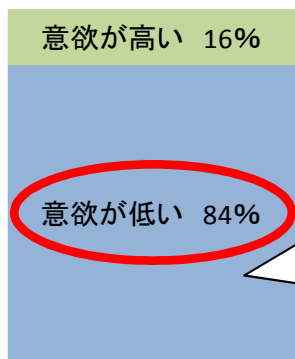
※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計



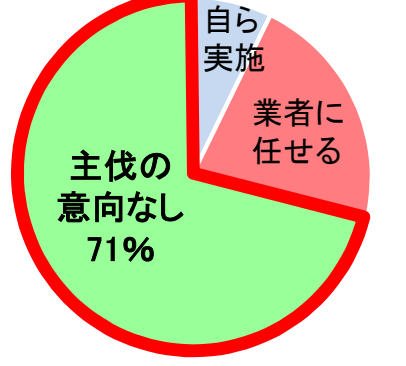
※雇用関係は除く
※複数回答可

■ 森林所有者の経営意欲は低い

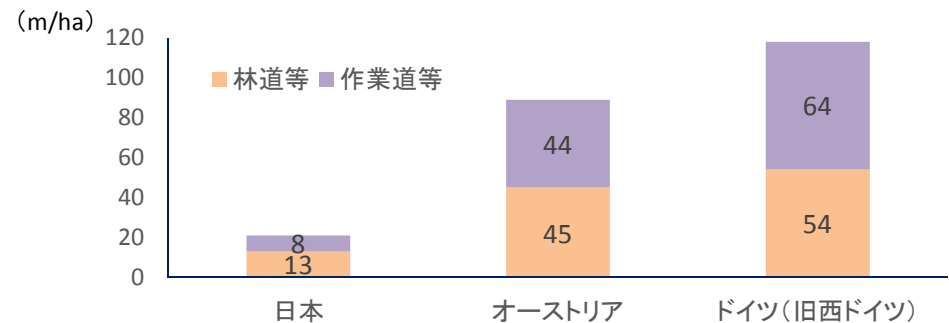
- 森林経営意欲



- 主伐の意向



■ 路網密度の諸外国との比較



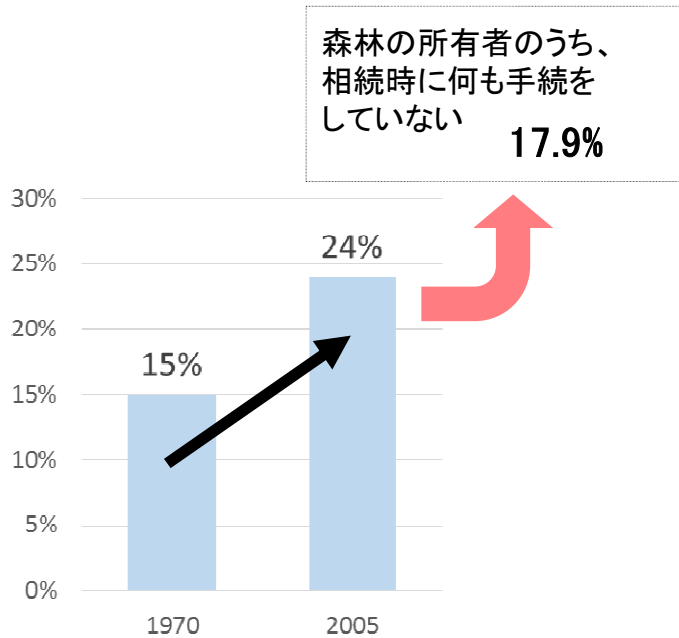
資料: BFW 「Österreichische Waldinventur」、BMELV 「Bundeswaldinventur (BWI)」、林野庁業務資料
 注: オーストリアは、Österreichische Waldinventur 1992/96による生産林における数値
 ドイツ(旧西ドイツ)はBundeswaldinventur 1986/1989による数値
 日本は都道府県報告による平成27(2015)年現在の開設実績の累計

資料: 農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成
 注1: 意欲が高い者とは、経営規模を拡大したいと回答した者。また、林業をやめたいとした者は集計から除いている
 注2: 主伐の意向は、今後5年間の意向

森林における所有者不明土地問題について

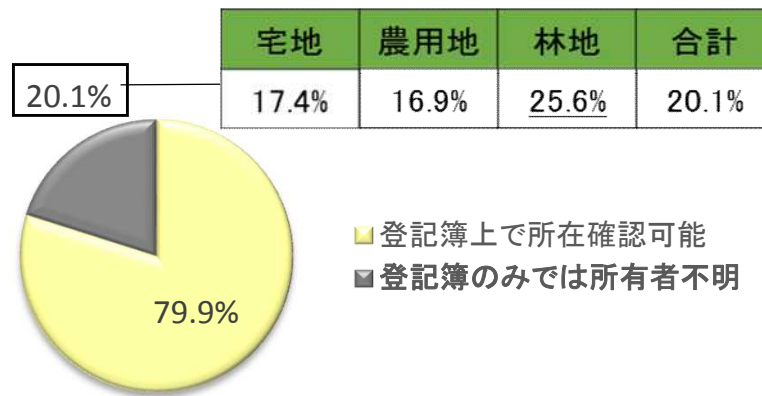
○ 森林現場においては、不在村者の所有面積は増加傾向であり、不在村者の相続者が何も手続をしていない場合が存在。また、地籍調査も進捗が遅れている状況。人口動態等を考えれば、今後ますます、これらの問題が増加する可能性。

■不在村者保有の森林面積の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

■地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合



※ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

資料：国土交通省（平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）

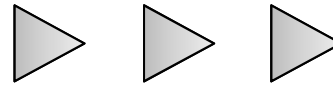
■地籍調査の実施状況

平成28年度末時点	進捗率 (%)
宅地	54
農用地	73
林地	45
合計	52

資料：国土交通省（H29年3月調べ）

課題と対応方向

森林所有者



林業経営者(素材生産業者等)

課題

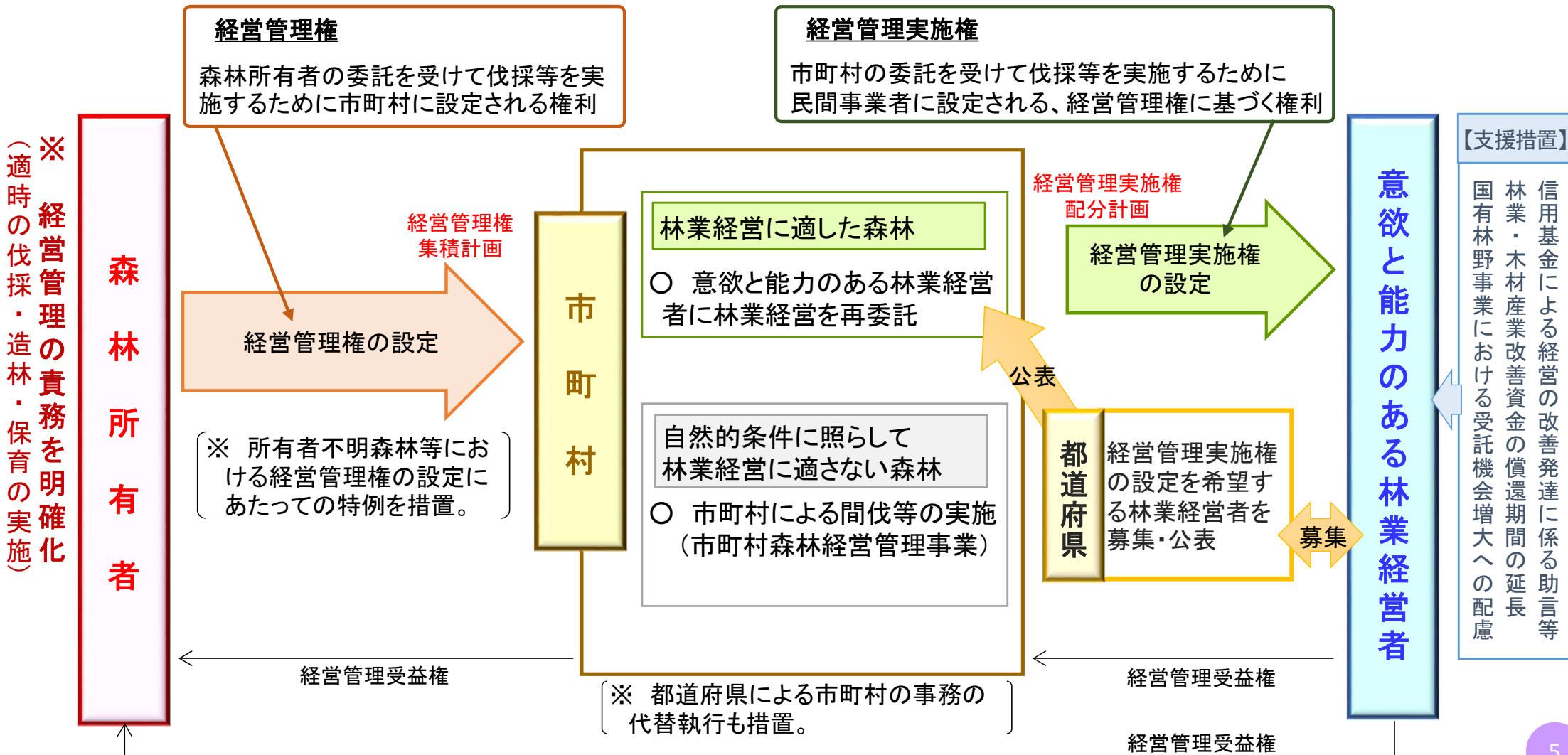
- 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。
一方、多くの林業経営者(素材生産業者等)は、事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。
- このように、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者(素材生産業者等)との間のミスマッチが生じている。

対応の方向

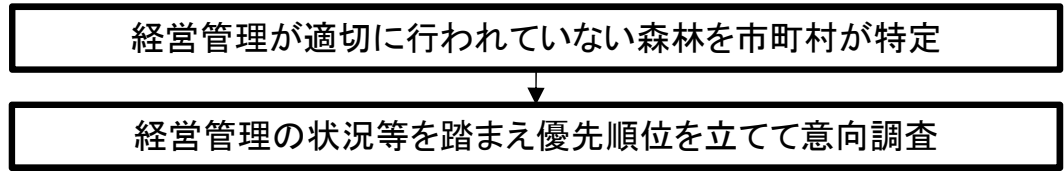
意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する
新たな森林管理システムを構築し、
森林の管理経営の集積・集約化を推進

新たな森林管理システム（森林経営管理法案）の概要

- 以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、**森林管理の責務を明確化**するとともに
 - ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、**市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託**する。
 - ③ **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林**においては、**市町村が管理**を行う。



(参考) 経営管理権集積計画作成の流れ



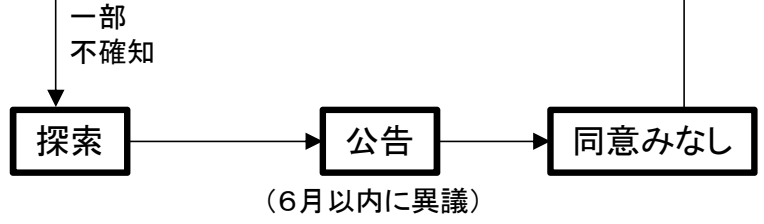
(1) 原則

全部確知・全員同意
(単独所有／共有)



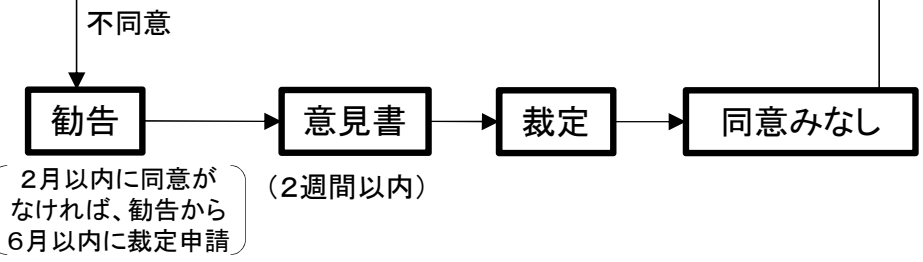
(2) 共有者不明森林の特例

一部不確知
確知共有者全員同意
(共有)



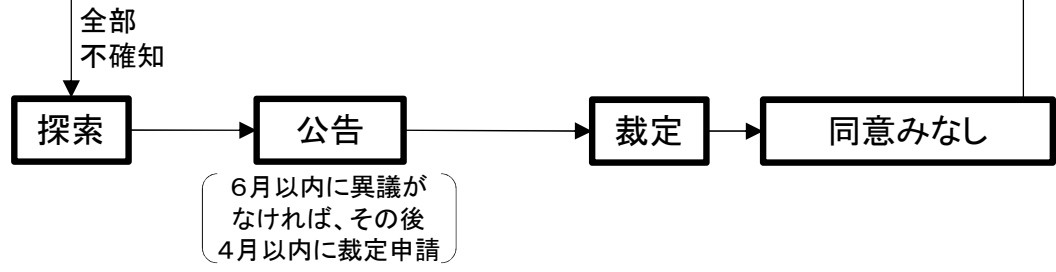
(3) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり
(単独所有／共有)



(4) 所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有／共有)



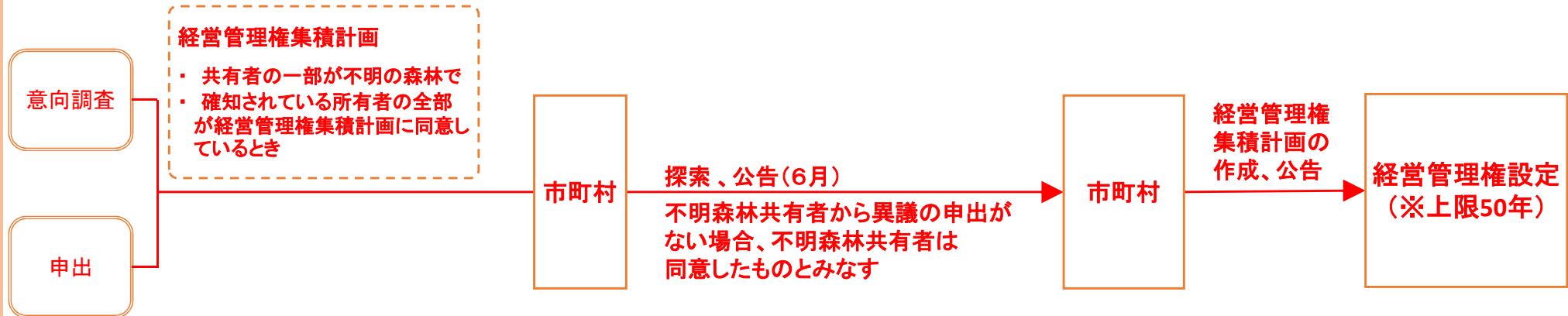
- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
 - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
 - (2) 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
 - (3) 確知所有者不同意森林 (※意見書提出者に限る)
 - (4) 所有者不明森林 → 計画公告から5年以降に取消申出可
 - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

(参考) 経営管理権設定の特例と農地の手続との比較

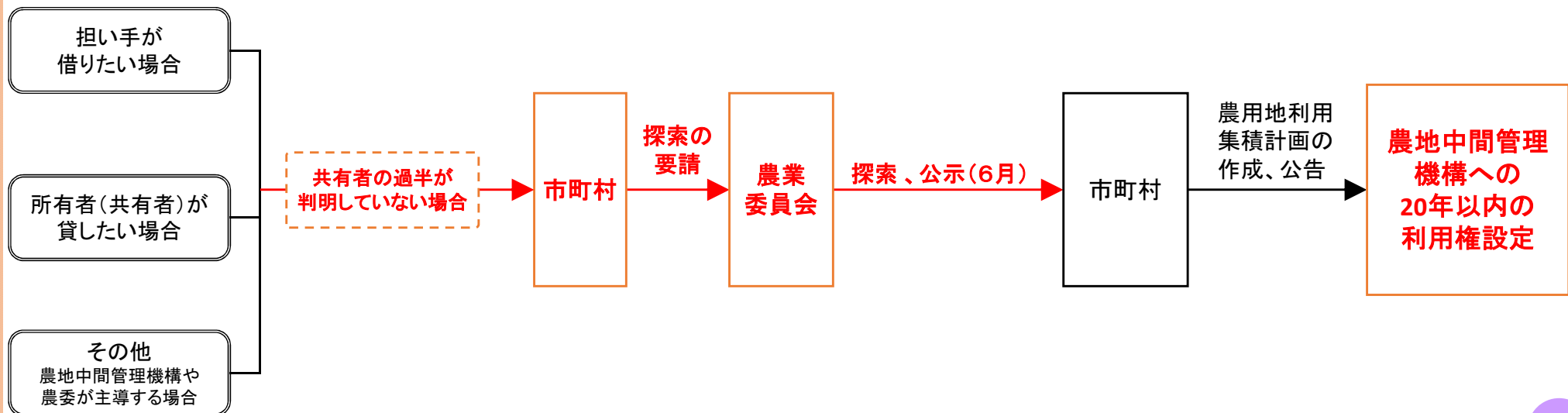
共有者不明森林の特例

赤字: 新制度にて措置

森林経営管理法



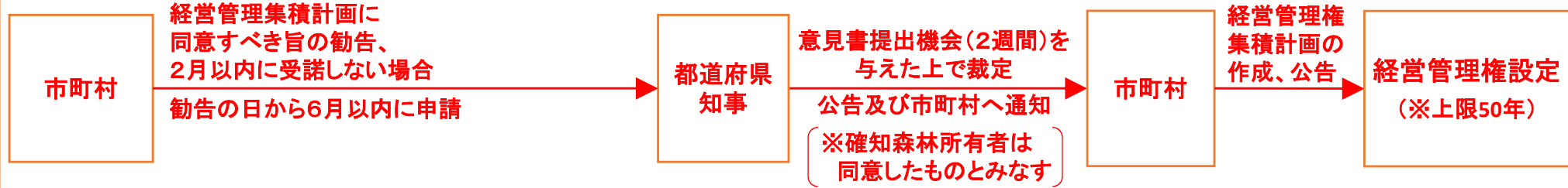
農業経営基盤強化促進法



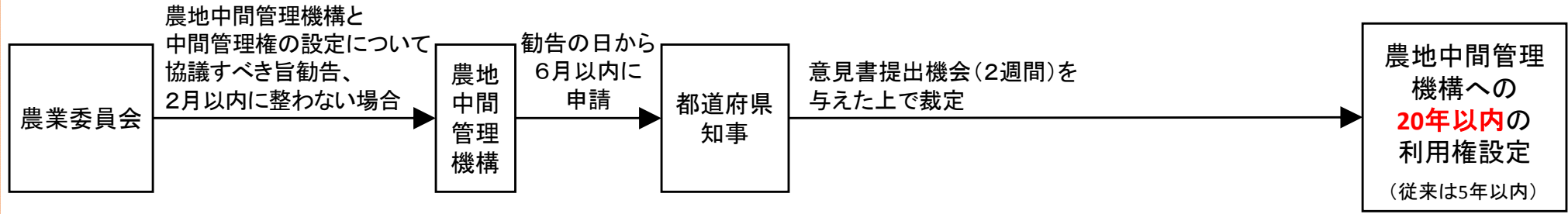
確知所有者不同意森林の特例

赤字: 新制度にて措置

森林経営管理法

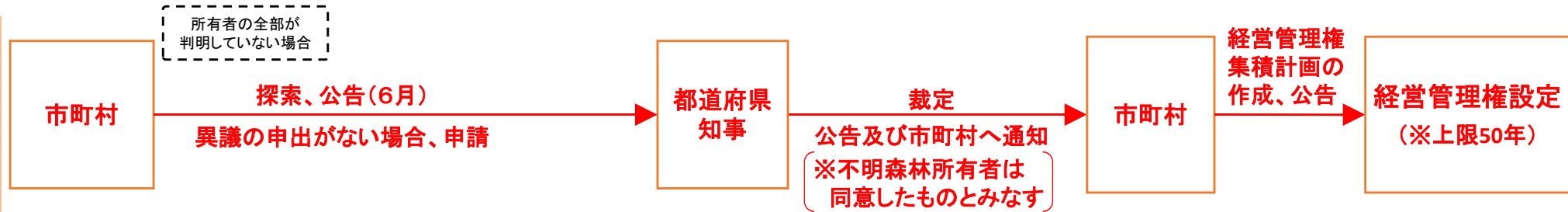


農地法(遊休農地)



所有者不明森林の特例

森林経営管理法



農地法(遊休農地)

